

【資料 4】

# 平成 2 8 年度飯塚市地域包括支援 センター事業計画

平成 2 8 年 4 月

飯塚市 福祉部 高齢者支援課

## 平成28年度飯塚市地域包括支援センター事業計画書

### ○地域包括支援センターの概要

高齢者の方々の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、「介護予防ケアマネジメント業務」、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント業務」を実施します。(介護保険法第115条の45第1項、第2項)

### ○地域包括支援センターの設置状況

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくためには、各地域の実情を踏まえた様々な課題に対応できる体制の構築が必要であります。

そのためには、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置することにより、地域で暮らす高齢者への支援体制の充実、強化を図ることが可能であることから、平成28年度から順次分割設置していくこととしました。

平成28年度については、新たに、二瀬地区・穂波西地区・筑穂地区の3圏域に地域包括支援センターを設置し、直営センターと合わせ、4箇所の地域包括支援センターで運営することとなっています。

#### (1) 地域包括支援センターの名称等

##### 【直営センター】

■名 称	飯塚市地域包括支援センター
所在地	飯塚市忠隈523番地
管轄区域	二瀬地区・穂波西地区・筑穂地区を除く飯塚市内全域

##### 【委託センター】

■名 称	二瀬地域包括支援センター	コスモス苑
所在地	飯塚市伊川1262番地1	
管轄区域	二瀬地区	
■名 称	穂波西地域包括支援センター	つばき苑
所在地	飯塚市椿623番地8	

管轄区域 穂波西地区  
 ■名称 筑穂地域包括支援センター  
 所在地 飯塚市長尾9 1 1番地1  
 管轄区域 筑穂地区

(2) 地域包括支援センターの職員体制 (兼務、嘱託職員等を含む。)

(平成28年4月1日現在)

	直営センター (飯塚市)	委託センター		
		二瀬	穂波西	筑穂
センター長【直営のみ】 (高齢者支援課長兼務)	1名	—	—	—
管理者	1名	兼務(1名)	兼務(1名)	兼務(1名)
保健師 (看護師含む)	6名	1名	1名	1名
主任介護支援専門員	4名	1名	1名	1名
介護支援専門員	17名	4名	2名	1名
社会福祉士	1名	1名	1名	1名
事務職等	6名	0名	0名	0名
合計	36名	7名	5名	4名

## ○包括的支援業務

### 1 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者等の方が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう具体的な目標を明確にしつつ、心身の状況や生活環境、生活機能低下の原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、サービス提供を確保します。また、一定期間経過後は初期目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### (1) 介護予防事業に関するケアマネジメント業務

飯塚市が把握した要介護状態となるおそれの高い高齢者については、地域支援事業(注1)の介護予防事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行います。

(注1) 地域支援事業とは、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状

態となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活をするために、介護予防事業（運動教室等）、包括的支援事業（権利擁護事業等）、任意事業（家族介護支援事業等）の各種事業を行うものです。

## （２）指定介護予防ケアマネジメント業務

介護認定を受け、要支援１、要支援２と認定された方に、介護予防サービス等の適切な利用が行うことができるように、その心身の状況や環境等を勘案し、指定介護予防支援業務（注１）として、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。具体的には、利用申込み受付、契約締結、課題分析、介護予防サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画書の交付、サービス提供、モニタリング、評価等の一連業務を行います。

（注１） 指定介護予防支援業務は、指定介護予防支援事業者の指定を市町村（保険者）から受け、予防給付のケアマネジメントを行います。（介護保険法第１１５条の２２）

参考１ 介護予防ケアプラン作成計画表（平成２８年４月～平成２９年３月）（件）

項 目		延べプラン数
居宅介護支援事業者（委託分） ※直営センター委託分のみ	新 規	3 2 7
	継 続	7, 2 8 4
	小 計	7, 6 1 1
地域包括支援センター分 ※直営センター分のみ	新 規	2 6 7
	継 続	1 1, 9 1 9
	小 計	1 2, 1 8 6
合 計		1 9, 7 9 7

参考２ 介護予防支援業務委託事業（平成２８年４月１日現在）

飯塚市内・近郊	5 2 事業所（4 9 法人）
飯塚市外（遠隔地）	9 事業所（ 9 法人）
計	6 1 事業所（5 8 法人）

※直営センター委託分のみ

参考3 認定者数（平成28年3月分） (人)

区 分	要支援1	要支援2	計
第1号被保険者数	1,046	1,893	2,939
第2号被保険者数	13	36	49
計	1,059	1,929	2,988

※・第1号被保険者（市内に住所を有する65歳以上の者）

・第2号被保険者（市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険に加入している者）

## 2 総合相談支援業務

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関又は制度利用につなげる等の支援を行うため、委託センター及び市内9箇所の在宅介護支援センター（注1）と連携し、高齢者の方やその家族等からの相談に対応し、高齢者の方に対する総合相談の拠点機関として支援を行います。

また、地域の高齢者の見守り活動等を行う市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会と連携を強化していきます。

（注1） 在宅介護支援センターとは、高齢者の方やその家族等からの在宅福祉サービス等について、無料で相談に応じることを市から委託を受けた相談機関です。

## 3 権利擁護業務

住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持するために、権利擁護に係る相談や情報提供をはじめ、消費者被害防止及び高齢者虐待の早期発見とその対応を行い、高齢者の方の人権擁護の推進を行います。

また、成年後見制度の周知を図るとともに親族による申立てが行われるように支援します。なお、親族による申立てが困難な場合は市長申立てにつなげていきます。

- （1） 高齢者虐待等に関する相談とその対応
- （2） 消費者被害防止と消費生活センターとの連携
- （3） 成年後見制度の啓発及び利用支援
- （4） 成年後見制度における老人福祉法による市長申立て

#### 4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくりを強化するとともに、医療、保健や福祉などの関係機関と連携して、高齢者の方に対して包括的・継続的な支援を行います。

- (1) 介護支援専門員に対する個別支援
- (2) 飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会との連携
- (3) 医療・介護職等による多職種連携